

古仁屋高等学校学生寮

## 令和5年度 寮生活のしおり



寮名	男子寮（紫雲寮）
住所	〒894-1521 鹿児島県大島郡瀬戸内町清水 325 番地の 2
寮名	女子寮（清雲寮）
住所	〒894-1521 鹿児島県大島郡瀬戸内町清水 329 番 1
電話番号	（固定）0997-72-0004/（FAX）0997-72-0004
	古仁屋高校活性化対策室 080-8561-1741
	支援コーディネーター 080-9245-6980（17：00 以降は応答不可）

## 1 はじめに ～本寮のご紹介～

瀬戸内町営寮（古仁屋高等学校「寮」内）では、寮を、共同生活を通した人間教育の場として捉え、寮生が自ら考え行動できるようになることを目指しています。寮といえば、単純にただ生活する場と思われるかもしれませんが、しかし、この寮では、寮生活＝人間力を身につける学びの場と捉えています。生徒たちが寮生活のなかでそういった力を身につけることを目指しています。生徒の皆さんは、15歳で全国各地から親元を離れ、古仁屋高校へ進学することを自ら決断しています。その勇気ある経験と同様、寮生活また3年間の高校生活においても、「自分で探し・選び・決断する」ことを大事にしてほしいのです。誰かに与えられるのを待つのではなく、この瀬戸内町という地で、自らやりたいことを見つけ、仲間をつくり、道を切り拓いていってほしいという思いが込められています。

寮は人間力を養う学びの場であるという考えにもとづき、掃除や洗濯、時間管理等、生徒たちは自立した生活を行うことが必要とされます。また、日々の寮生活におけるルールづくりやイベントの企画なども、生徒が主体となり話し合いのうえで決めていきます。

寮生活では様々なことがあります。皆との共同生活が楽しい一方で、人とのコミュニケーションで悩むことや、初めての地での新たな暮らしに戸惑うこともあるでしょう。しかし、そのすべてが皆さんの成長を加速させます。密度の濃いかけがえのない経験を通して、3年後にはずっと成長している自分に気づくでしょう。

「紫雲寮」の名前は、初代古仁屋高校寮の「青雲寮」と古仁屋高校のイメージカラーの「紫」からとり、「清雲寮」は、綺麗で清んだ雲の流れる清水集落に建っていることから、この名前が付けられました。

古仁屋高校生寮として私たち寮関係スタッフも入寮生と共に、瀬戸内町でしかできない経験や人との出会いをこれからの寮生活に活かしていきたいと思います。生徒の皆さんが、大切な青春時代に瀬戸内町で生きる力を身につけ、誇り高く世の中に羽ばたくことを願います。

## 2 心得

(日課) 朝課外がある場合

平日		休日	
起床・点呼	7:00	起床	7:00
朝食	7:10~8:00	朝食	7:10~8:00
学校		夕食	19:30~20:30
夕食	19:30~20:30	清掃	20:30~
清掃	20:30~	学習時間	21:00~22:00
学習時間	21:00~22:00	消灯	23:00
ミーティング	22:00~		
消灯	23:00		

(食事)

- ・ 何らかの理由で朝食の時間を早める場合は6時50分とする。それ以前に食べる必要がある場合は要相談とする。
- ・ 何らかの理由で欠食または時間内に遅刻する場合は、必ず事前にコーディネーター及び寮監(以下「寮の職員」という)に報告すること。
- ・ 時間の都合上食器を厨房に戻せなかった場合、自分で洗剤を使って食器を丁寧に洗うこと。
- ・ 連絡なしでの欠食が過度に多い場合、寮則に基づく指導の対象となる場合がある。

(門限・ミーティング)

- ・ 門限は、夏季(4~9月)、冬季(10~3月)ともに20:00とする。何らかの理由で突発的に遅刻する場合、必ず門限時刻前に寮の職員に知らせること。
- ・ 習い事等で帰寮遅延がわかっている場合には、事前に時間外の外出許可願を提出すること。
- ・ ミーティングは全員参加必須とすること。

(清掃・片付け)

- ・ 清掃当番は、寮生一人ひとりの役割として責任感をもって取り組むこと。
- ・ 各自の部屋は常に整理整頓し、清潔に保つこと。

(学習時間)

- ・ 平日21:00~22:00は、原則として各自で学習を行うこと。
- ・ 学習時間中に、他生徒の学習を妨害する行為は禁止すること。
- ・ テスト1週間前からの学習時間には、寮生全員が必ず勉強を行うこと。

- ・ テスト1週間前からの学習時間には、食堂もしくは娛樂室の利用を認める。利用時間は最大でも午前1時までとし、それ以降の利用は認めない。最終退室者が責任をもって、利用場所の電気・空調の管理を行うこととする。

(共有スペース)

- ・ 食堂およびロビーの利用は22時50分までとする。22時50分以降は各部屋に移動し、速やかに就寝準備につくこと。

(消灯時刻)

- ・ 消灯時刻には、居室・廊下の電気をすべて消し、私語を慎み、各自の寝具で就寝体勢につくこと。

(入浴)

- ・ 何らかの特別な理由がある場合を除き、入浴は消灯までに済ませること。

(洗濯)

- ・ 可能な限り使用回数を減らし、まとめて洗濯すること。
- ・ 洗濯が終わったら速やかに、物干し竿等に干すこと。(脱衣所利用可)

(貴重品)

- ・ 貴重品は、各自で管理すること。
- ・ 各自の私物の紛失、盗難等について寮は責任を負わない。

(立入禁止場所)

- ・ 非常時以外の非常階段への立入りはしなこと。
- ・ 立入り禁止場所への立入りはしないこと。
- ・ 衛生上の理由により、厨房内への立入りはしないこと。
- ・ 何らかの事情で立入り禁止場所へ立ち入る場合は、必ず寮の職員の許可を事前にとること。

(物品の取扱)

- ・ 建物、建具およびその他の物品類は丁寧に扱う。もし破損、紛失した場合は直ちに寮の職員に申し出ること。(場合によって弁償させることがある。)
- ・ 電子レンジについては、使用上の注意をよく守ること。また汚した場合、すぐに綺麗にすること。

(寮生以外の寮立入)

- ・ 特別な場合を除き、許可なく寮生以外の生徒が寮に立ち入らせないこと。(男女の寮生の行き来も同様とする)
- ・ 男女問わず、点検・点呼等のため、寮の職員は予告なく居室に入ることがある。
- ・ 原則として、家族・身元保証人・古仁屋高校職員に限り、寮の職員の許可を得たうえで居室に入室することができる。視察は別とする。

(私物の取扱)

- ・ 原則として、私物を共有部分に放置しないこと。

(持込禁止物)

- ・ 次のものは、寮内への持ち込みを禁止する。  
火気類(ライター、ろうそく、お香、カセットボンベ)、公序良俗にふさわしくない物、ゲーム機器、その他寮生活にふさわしくないもの

(パソコン・Wi-Fi 利用)

- ・ 指定された場所での Wi-Fi 及びパソコンの利用を認めるが、使用上のルールを守ること。
- ・ ルーターの持込は原則として禁止する。特別な理由で必要な場合は、ルーター持込許可願を提出し許可を得た上で利用すること。

(寮生運営体制)

- ・ 寮長・副寮長の生徒が、中心となって寮運営を遂行すること。
- ・ 寮長・副寮長は適宜寮の職員や寮生と相談しながら、責任感をもってよりよい寮づくりを目指し努力をすること。

(部屋替え)

- ・ 原則として、年に1回部屋替えを行い、状況により、その他の場合でも部屋替えを行う場合がある。

(学校等からの連絡・提出物)

- ・ 学校生活等に関わる情報や配布物については、原則として生徒自身が責任をもって保護者に連絡を行うこと。
- ・ 保護者署名を必要とする学校提出書類に関して、保護者の許可を得て寮の職員が代理署名を行う場合がある。

(受験生の配慮)

- ・ 受験生が学習に集中できるよう、寮では部屋割りなどで受験生の学習環境の配慮を行うこと。

(寮内恋愛)

- ・ 寮生同士が恋愛関係になった場合、寮の職員は双方の家庭に必要な情報共有を行うこと。
- ・ 当事者の生徒は、共同生活のなかでの自らの行いが周囲の寮生にどう影響を与えるか考え、可能な限りの配慮を行うこと。

(体調管理)

- ・ 体調は自己管理をすること。体調が優れないときは速やかに寮の職員に申し出ること。
- ・ 原則として、寮の職員は薬等を提供せず、寮生は各々薬や体温計などを常備しておくこと。
- ・ 持病や既往歴がある場合は、必ず寮の職員に伝えること。

(公用車の乗車)

- ・寮運営関係者が操作する交通手段(公用車)の利用を希望する場合は、別に定める管理規約の同意書を提出しなければならない。

(学校への登下校)

- ・原則として、歩行及び自転車・原動機付自転車で登下校すること。
- ・小雨の場合は、カッパを着用し登下校すること。
- ・登下校が困難と判断した場合は、送迎することとする。

(原付自動車の使用)

・寮生は、満16歳を迎えた以降は、保護者及び学校の許可を得られた場合、原付免許を取得し原付自動車に乗ることが出来る。

- ・但し、学校規則及び交通ルールに反した場合は、以下の措置を講じることとする。
- ・1回目(厳重注意)
- ・2回目(保護者への連絡及び半年間の使用禁止)
- ・3回目(保護者への連絡及び卒業までの使用禁止)

(防災)

- ・台風接近時は、厳重に寮の防災対策を行うこと。場合によっては避難することがある。

(アルバイト)

- ・寮生は、原則としてアルバイトはしないこと。(但し、学校から許可があった場合はこの限りではない)
- ・帰省先でのアルバイトは禁止とする。

(個人のSNS発信)

- ・生徒による寮生活に関する発信は原則として制限しないが、他人の顔写真の無断掲載、公序良俗にふさわしくないもの等、情報の取扱いには十分留意すること。

### 3 外泊・時間外外出の事前申請

#### 3-1 学校生活に伴う外泊の場合

- ・学校生活に伴う外泊の場合(部活大会、修学旅行、研修など)、学校責任者が出す参加承諾書を生徒から寮の職員へ提出すること。(この書面確認をもって寮への外泊届出とみなす)
- ・承諾書の保護者欄に保護者が署名できない場合は、生徒自らが保護者の了承を得た後で、寮の職員が代理で署名を行い、寮の職員からそれについて保護者に連絡を行うこと。

### 3-2 3-1 の場合を除く外泊の場合

- ・ 3-1 の場合を除く外泊の際は，3 日前までに（遅くとも前日までに）外泊届を寮の職員に提出すること。
- ・ 寮生が外泊可能な場合は，学校から許可を得，保護者が要請・承認する場合のみとする。

### 3-3 時間外外出（20 時～翌 6 時半）の場合

- ・ 門限を越しての帰寮または早朝外出を希望する場合，事前に時間外外出許可願を寮の職員に提出すること。
- ・ 門限を越しての帰寮は，習い事等の活動において避けられない場合のみとする。遅くとも 22 時までには帰寮すること。

#### 【備考】

- ・ 許可を得た旅行の際の空港や港への移動は，原則として，自ら徒歩または公共交通機関を利用すること。荷物がどうしても多い場合や，公共交通機関が利用できない場合など，やむを得ないときに寮の職員に送迎を依頼したい場合は，前日までに相談すること。

## 4 食事欠食・遅刻の事前申請

### 4-1 普段の生活において，欠食・遅刻する場合

- ・ 欠食する場合は，決定した時点で早めに欠食届を厨房に提出すること。（食材の発注があるため原則として 3 日前までに申請する）
- ・ 直前に欠食が決まった場合でも，前日や当日朝までには必ず欠食届を出すこと。
- ・ 外出先など欠食届が提出できない状況にある場合には，寮の職員に寮生から直接電話を入れるなどして情報を共有すること。
- ・ 食事提供時間に遅刻する場合は，必ず事前に寮の職員に伝えておくこと。

## 5 その他

- ・ 常に 5 分前行動を心がけて生活すること。
- ・ 節電、節水を心がけること。
- ・ 寮の運営及び対応についてあらゆる機関へ相談する場合は，事前に瀬戸内町長へ意見書（申出書）を提出しなければならない。（意見書の様式は任意で構わない）
- ・ 緊急性がある場合は，電話等でも構わないこととする。

## 6 令和5年度年間予定表

あくまでも目安であり、変更の可能性があります。(H30年度予定に基づく)

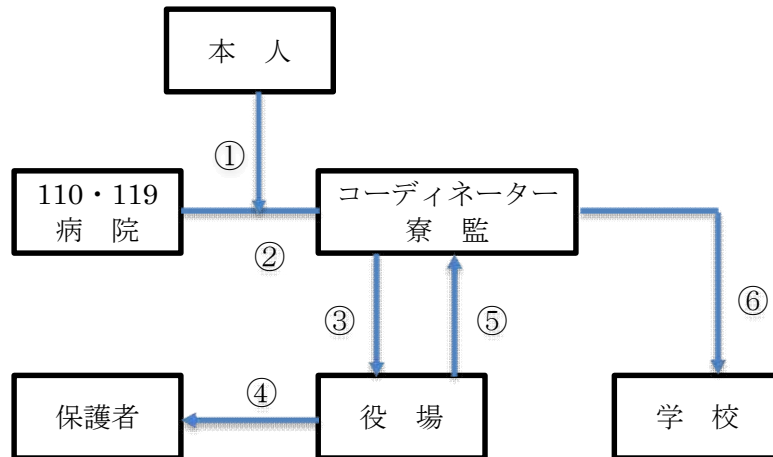
	高校	寮
4月	入学式、新入生オリエンテーション、家庭訪問、古北戦（大島北高校との交流）	入寮式、ウェルカムパーティ、保護者面談、清掃ボランティア、避難訓練
5月	PTA総会、生徒総会、中間考査	
6月	教育相談、期末考査、	地域みらい留学説明会 in 東京・大阪
7月	クラスマッチ、終業式、夏期課外（前期）	町主催イベントボランティア
8月	夏期課外（後期）	夏期閉寮（例：8/10～8/16日）・みなと祭り
9月	課題考査、体育祭	保護者向け寮生活動報告会
10月	中間考査	瀬戸内町体育大会参加
11月	文化祭、期末考査	町主催イベントボランティア・加計呂麻ハーフマラソン
12月	修学旅行（2年生）、クラスマッチ、終業式	クリスマスパーティ、大掃除、冬期閉寮（12/29～1/3）
1月	課題考査、3年生学年末考査	
2月	1・2年学年末考査	
3月	卒業式、修業式	



## 7 緊急連絡図

不測の事態により緊急の対応が必要な場合には、以下のように緊急連絡を行います。  
※連絡の状況や順番などは、場合によって異なります。

### ■学校外での緊急時



### ■学校内での緊急時

